

お問い合わせ先

- ・一般的な注意事項は札幌市コールセンターでご案内しています。なお、ワクチンの在庫に関する問い合わせは、札幌市コールセンターでは回答できません。

札幌市コールセンター TEL 2 2 2 - 4 8 9 4 <年中無休8：00～21：00>

- ・高齢者新型コロナウイルス定期予防接種に関するご相談・ご質問は、医療機関や各区保健センターにお問い合わせください。

各区保健センター 〈月～金(年末年始、祝日を除く)8:45～17:15〉

中央保健センター	TEL 205-3351	豊平保健センター	TEL 822-2469
北保健センター	TEL 757-1185	清田保健センター	TEL 889-2047
東保健センター	TEL 711-3211	南保健センター	TEL 581-5211
白石保健センター	TEL 862-1881	西保健センター	TEL 621-4241
厚別保健センター	TEL 895-1881	手稲保健センター	TEL 681-1211

「インターネットで『札幌市 高齢者新型コロナウイルス定期予防接種』で検索」または「二次元コード（右記）」の札幌市ホームページで掲載

(<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/covid-19-vaccine.html>)

札幌市ホームページ
【高齢者新型コロナウイルス定期予防接種のお知らせ】



〔発行〕札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課(予防接種担当) TEL211-8189

SAPPORO



さっぽろ市
02-706-26-1607
R8-2-1093

札幌市

新型コロナウイルス

令和8年10月1日(木)から令和9年3月31日(水)まで

高齢者新型コロナウイルス定期予防接種のお知らせ

- 対象者** 札幌市に住民登録がある方※¹で、以下の(1)又は(2)に該当する方
- (1) 接種日現在で満65歳以上の方
 - (2) 接種日現在で満60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当※²)
- ※1. 例外として、原発避難者特例法に基づき所定の届出を行っている方は、札幌市民と同様に定期接種の対象となります。
- ※2. 上記以外の障がいにより身体障害者手帳1級となっている方は該当しません。

接種場所 実施医療機関
「インターネットで『札幌市 高齢者用予防接種実施医療機関』で検索」または「二次元コード（右記）」の札幌市ホームページで掲載

※予約が必要な場合やかかりつけの患者への接種を優先的に行っている場合があります。また、実施期間中であっても、医療機関によっては接種を実施していない日もありますので、接種を希望される際は、接種日や在庫状況など事前に医療機関にお問い合わせください。

札幌市ホームページ
【高齢者用予防接種実施医療機関名簿】



接種回数 実施期間中 1回

接種料金 7,800円

持ち物 【全 員】：マイナンバーカード、運転免許証等の年齢・住所を確認できる書類
【上記対象者(2)の方】：身体障害者手帳(1級)または医師の診断書
【原発避難者特例法の対象の方】：届出避難場所証明書
【料金免除の方】：料金免除に係る証明書類⇒対象者・書類は下記参照

上記対象者のうち料金が免除される方

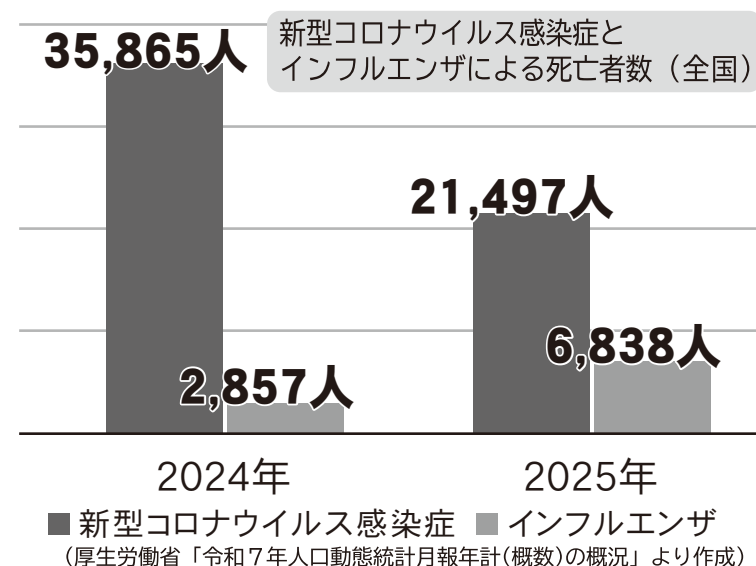
接種対象者のうち、下の表に該当する方は接種料金が免除されます。
料金の免除には、所定の証明書類(下表◆のうち、いずれかひとつ)を接種時に接種を受ける医療機関に提出することが必要です。
後日、証明書類を提出しても、接種料金を返金することができませんのでご注意ください。

料金が免除される方	持参する証明書類(主なもの)
生活保護世帯の方	◆ 生活保護受給証明書(証明願) ◆ 保護変更決定通知書 ※世帯主のみ。一番近い月のもの
市民税非課税世帯の方 (世帯全員が非課税の場合のみ)	◆ 介護保険料納入(特別徴収決定・変更・停止)通知書 通知書2枚目の保険料段階が1～3段階の方 ※ 令和8年度の通知書については、世帯全員が市民税非課税の方であっても、保険料段階が第4段階以上となっている場合があります。この場合、世帯全員分(高校生以下を除く)の市・道民税・森林環境税に係る『課税証明書』で非課税であることを確認のうえ、医療機関に提示してください。(課税証明書の発行については、下記をご覧ください) ※ 高齢者新型コロナウイルス定期予防接種のために、介護保険料納入(特別徴収決定・変更・停止)通知書の新規発行・再発行はできません。また、各区保険年金課で介護保険料段階の電話でのお問い合わせ等には対応いたしませんので、ご注意ください。 ◆ 市・道民税・森林環境税に係る課税証明書 〔世帯員全員分(高校生以下を除く)が必要です〕 課税証明書は市税事務所、区役所、市役所本庁2階の税の証明窓口で交付しており、高齢者新型コロナウイルス定期予防接種のために上記証明窓口で交付する場合、手数料は無料です。

01 新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症は、咳などの呼吸器症状が中心で、初期は一般的なウイルス性咽頭炎（いわゆる風邪）やインフルエンザとの区別困難な症状が続く、多くは軽症ですが一部重症化することもあります。また、重症化に関する因子としては年齢（高齢者）や基礎疾患の有無が挙げられます。

なお、発熱や咳などが無い感染者も多く、発熱や咳がなくても体調がすぐれない場合には新型コロナウイルス感染症への注意が必要です。



02 新型コロナワクチンの予防接種の効果

新型コロナワクチンについては、人や動物における国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。また、ワクチンの種類や効果、FAQ等については、札幌市ホームページ（検索方法等は4ページ目をご覧ください。）に掲載していますので、参考としてください。

03 新型コロナウイルス感染症の予防

感染予防のためには、予防接種の他に、「手洗い」・「換気」をしっかりとすることも大切です。また、周囲の人への感染を防ぐためにも咳やくしゃみなどが出るときは「マスク」をつけ、マスクを持っていない場合には、顔をそむけてティッシュなどで口と鼻をおおうなどの「咳エチケット」を心がけてください。また、新型コロナウイルス感染症が流行しているときには、必要のない外出（特に人が多く集まる場所）を控えましょう。

04 予防接種を受ける前に

(1) 一般的な注意

予防接種についてわからないことは、接種前に医師や看護師、各区保健センター（4ページ目参照）にお尋ねください。

予診票は、予防接種の可否を決める大切な情報ですので、接種を受ける方が責任をもって記入してください。

高齢者新型コロナウイルス定期予防接種については、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する方のみが接種を受けることができます。また、受ける方の意思の確認が容易でない場合は、家族またはかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えありませんが、明確に受ける方の意思を確認できない場合は、定期予防接種を受けることはできません。

(2) 他のワクチンとの同時接種および接種間隔

新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

(3) 予防接種を受けることができない方

- ・明らかに発熱のある方（通常37.5℃以上の場合をいいます）
- ・重い急性疾患にかかっている方
- ・ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方
- ・上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方

(4) 予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ・抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害のある方
- ・過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・心臓、じん臓、肝臓、血液疾患などの基礎疾患のある方
- ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
- ・過去にけいれんを起こしたことがある方
- ・ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方

(5) 予防接種を受けた後の注意

- ・ワクチンを接種した後は、接種部位の痛み、倦怠感、発熱、頭痛や関節痛などが生じることがあります。このような症状が出たときのために、できるだけ接種当日や翌日に無理をしないで済むように予定を立てておくといでしょう。これらの症状は、たいてい数日以内で軽快することが分かっています。
- ・ワクチンを受けた当日は、激しい運動や過度の飲酒などは控えましょう。接種部位については、清潔に保つよう心がけてください。

05 新型コロナワクチンの予防接種の副反応

主な副反応として、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。また、まれにみられる重大な副反応として以下のものがあります。

ア アナフィラキシー（急性のアレルギー反応）

イ 心筋炎・心膜炎

接種後に胸の痛み、動悸、息切れ、むくみ等の症状が現れましたら、速やかに医療機関を受診してください。

ウ ギラン・バレー症候群（※mRNAワクチン接種後）

接種後に手足の力が入りにくい、しびれ等の症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診してください。

06 予防接種健康被害救済制度

高齢者新型コロナウイルス定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になる場合（※1）や、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく補償を受けることができます（※2）。

申請に係る手続き等については、札幌市保健所感染症総合対策課予防接種担当（211-8189）までご相談ください。

※1 入院相当の場合に限ります。 ※2 健康被害の請求には請求期限があります。